

## 奈良市環境基本計画市民ワークショップ設置要項

### (設置)

第1条 奈良市環境基本計画（以下「基本計画」という。）の策定にあたり、市民・事業者等との協働による計画策定を推進するため、奈良市環境基本計画市民ワークショップ（以下「ワークショップ」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 ワークショップは、基本計画の策定に係る基本方向、基本施策等について議論する。

### (委員)

第3条 ワークショップは、委員30人程度で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市民から公募した者
- (2) 専門的な知識を有する者（各種団体、学識経験者等）
- (3) その他市長が適当と認める者

3 委員が公職にあることにより委嘱をされた場合は、その職を退いたときに委員の職を失うものとする。

### (代表及び副代表)

第4条 ワークショップに代表1人及び副代表2人を置く。

2 代表及び副代表は、委員の互選によってこれらを定める。

3 代表は、ワークショップを代表し、会務を総理する。

4 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるとき、又は代表が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 ワークショップの会議（以下この条において「会議」という。）は、代表が招集する。ただし、代表が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、代表の決するところによる。

4 代表は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(分科会)

第6条 ワークショップに特定の分野についての調査審議を行うため、必要に応じて分科会を置くことができる。

(庶務)

第7条 ワークショップの庶務は、環境政策課において処理する。

(補則)

第8条 この要項に定めるもののほか、ワークショップの運営その他について必要な事項は、ワークショップに諮って、代表が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要項は、平成22年6月28日から施行する。

(この要項の失効)

2 この要項は、基本計画の策定が完了した日限り、その効力を失う。

附 則 (平成23年3月30日第1号)

この要項は、平成23年3月30日から施行する。